

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

県民すべてが自分らしく暮らせる新潟
～誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現～

少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、高齢者介護、障害者福祉、こども・子育て支援、生活困窮者自立支援のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により一層深刻化している孤独・孤立の問題など、各分野において福祉や医療のニーズが増大するとともに、「8050問題」や、介護と育児のダブルケアなど、地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しています。

また、単身世帯や一人暮らしの高齢者の増加などの世帯構造の変化により、以前は家族の中で支え合っていたものが公的支援を中心に支えられる形に変化してきました。しかし、社会全体が縮小している現状に直面している今、公的支援だけではなく、支え合いの仕組みを身近な地域の中で実現していくことの重要性が高まっています。

そのような現状においては、住み慣れた地域で、誰もが支え、支えられる社会の実現を目指し、市町村や関係機関とともに、当事者等の状況に応じた各分野の多様で包括的な支援のニーズに対応する体制を構築する必要があります。

住民が地域の課題を他人事とせず「我が事」として捉えるとともに、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「県民すべてが自分らしく暮らせる新潟～誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現～」を本計画の基本理念として推進します。

基本理念の実現に向け、少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域で課題を解決していくという地域力や、お互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めるため、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「市町村の地域福祉推進の支援」「地域福祉を担う人づくり」「地域福祉サービスの基盤づくり」「地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援」の5つを基本方針として掲げます。

また、5つの基本方針の推進に関係する28の施策、その他地域福祉に関係する2の施策を掲げるとともに、それぞれの施策ごとに現状と課題を分析のうえ、県として今後の取組方針等を設定しました。

なお、上記の項目及び施策の分類については、「社会福祉法」及び厚生労働省が示した都道府県地域福祉支援計画策定ガイドラインにおいて盛り込むべきとされた項目・施策等とも整合するものとなっています。

基本理念

県民すべてが自分らしく暮らせる新潟

～誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現～

基本方針

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 市町村の地域福祉推進の支援
- ・ 地域福祉を担う人づくり
- ・ 地域福祉サービスの基盤づくり
- ・ 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

施策体系

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携
- (2) 高齢、障害、こども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (3) 制度の狭間の課題への対応
- (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
- (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- (6) 居住に課題を抱える人への横断的な支援
- (7) 就労に困難を抱える人への横断的な支援
- (8) 県民運動としての自殺対策の推進
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への権利擁護
- (10) 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応等
- (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存の社会資源等の活用
- (13) 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築
- (16) 全庁的な体制整備

2 市町村の地域福祉推進の支援

- (1) 市町村に対する支援
- (2) 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援
- (3) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び発信

3 地域福祉を担う人づくり

- (1) 福祉人材の確保・育成
- (2) 介護人材の確保・育成
- (3) 障害福祉人材の確保・育成
- (4) 児童福祉人材の確保・育成
- (5) その他の福祉人材の確保・育成

4 地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

- (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- (2) 県域で推進していく独自施策の企画・立案
- (3) 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりのための相談や支援等を受けることを可能とする体制整備、情報発信の場づくり

6 その他の施策

- (1) 災害時を想定した要配慮者の支援体制の構築
- (2) 孤独・孤立対策の推進